

特定非営利活動法人
好きです掛川
定 款

令和7年 8月 3日作成
平成19年8月21日設立

特定非営利活動法人 好きです掛川 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 好きです掛川 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を、静岡県掛川市各和685番地の1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主に掛川市在住の若者および地域住民に対して、就職・転職・適職等の相談や就労支援、成長と自立を促す福祉的支援、子育て支援、婚活支援および地域ボランティア活動の促進、ならびにまちづくり・観光客誘致等の活動を通じて、社会参画の推進と地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 情報化社会の発展を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- ① 就職、適職等の相談会事業
- ② 引きこもりの若者のための支援事業
- ③ 留学先の学校紹介事業
- ④ まちを明るくするイベント企画事業
- ⑤ 観光客のための印刷物及びホームページ等制作事業

- ⑥ 映像で掛川をアピールする事業
- ⑦ 就労継続支援 A 型の運営
- ⑧ 就労継続支援 B 型の運営
- ⑨ 就労移行支援事業の運営
- ⑩ 高齢者および障がい者を対象としたグループホームの運営
- ⑪ 婚活支援およびマッチングアプリの開発・運営
- ⑫ 子ども食堂の運営
- ⑬ 子どもの居場所づくり（学習支援・遊び場提供等）
- ⑭ 地域ボランティア活動のマッチング支援
- ⑮ その他、地域課題の解決に資する事業
- ⑯ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

（種別）

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって法上の社員とする。

（1）正会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動及び事業を推進する個人及び団体

（2）活動会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動に参加する個人及び団体

（3）賛助会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を援助する個人及び団体

（4）特別会員

この法人に功労のあった者、又は学識経験者等で、特別会員として理事会が推薦した個人及び団体

（入会）

第7条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 本法人は、入会金および会費を徴収しない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）退会届の提出をしたとき。

- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人
- (3) 理事（理事長及び副理事長を含む。） 5人以上
- (4) 監事 1人以上

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、役員は、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、第1項で定めている任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、第17条に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算の決定
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の変更
- (2) 役員の職務及び報酬
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、総会において議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 第43条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出することができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の変更)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の変更をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会において、議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続きの開始
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続きの開始による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雑則

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	田中大介
副理事長	花村辰之
副理事長	大野一成
理 事	堀内 武
理 事	武藤由紀
監 事	小沼秀朗

3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条1項の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年12月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

①正会員	入会金	5,000円、	年会費	5,000円
②活動会員	入会金	1,000円、	年会費	0円

③賛助会員	入会金 10,000 円、	年会費 1 口 10,000 円
④特別会員	入会金 0 円、	年会費 0 円

附則 この定款は令和 年 月 日から施行する。

令和 7 年度 事業計画書

1 事業実施の方針

本法人は、掛川市を中心とする地域社会において、若者の社会参画支援を軸に、地域課題の解決に資する活動を広げていく。令和 7 年度は、既存の若者支援・観光振興事業に加え、新たに就労支援、グループホームの運営、結婚支援、子ども支援、地域ボランティアの活性化など、世代を超えた地域定着型の包括的支援体制の整備に取り組む。

特に、就労・結婚・子育て・住まいといった生活基盤の循環的支援を通じて、掛川市内における住民の定着促進と地域活力の維持・向上を目指す。行政や地域団体との連携を強化し、共創による持続可能な地域支援モデルを構築していく。

未実施の新規事業については、まず令和 7 年度に着手する新規事業の立ち上げを優先し、それらの進捗状況をもとに、適切なタイミングで企画検討を開始する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象 者の範囲 及び予定 人数	事業費 見込額 (千円)
就職、適職等の 相談会事業	今年度は重点事業に人的・財源的リソースを集中するため実施予定はありませんが、令和 9 年度以降に向けて検討します。	-	-	-	-	-
引きこもりの若 者のための支援 事業	今年度は重点事業に人的・財源的リソースを集中するため実施予定はありませんが、令和 9 年度以降に向けて検討します。	-	-	-	-	-
留学先の学校紹 介事業	今年度は重点事業に人的・財源的リソースを集中するため実施予定はありませんが、令和 9 年度以降に向けて検討します。	-	-	-	-	-

まちを明るくするイベント企画事業	現時点では具体的な実施予定はありませんが、地域活性化に対する住民ニーズを踏まえ、年度後半に向けて小規模なイベントの試行的実施や、ボランティア主体の協働企画などを検討していく予定です。	-	-	-	-	-
観光客のための印刷物及びホームページ等制作事業	現時点では具体的な実施予定はありませんが、地域活性化に対する住民ニーズを踏まえ、年度後半に向けて小規模なイベントの試行的実施や、ボランティア主体の協働企画などを検討していく予定です。	-	-	-	-	-
映像で掛川をアピールする事業	現時点では具体的な実施予定はありませんが、地域活性化に対する住民ニーズを踏まえ、年度後半に向けて小規模なイベントの試行的実施や、ボランティア主体の協働企画などを検討していく予定です。	-	-	-	-	-
就労継続支援 A 型の運営	今年度、具体的な実施の予定はないが、今後障がい者の就労ニーズ調査を実施し、事業構築に向けた関係団体との協力体制について模索する。	-	-	-	-	-
就労継続支援 B 型の運営	一般就労に近い形での就労支援を視野に、情報収集と体制準備を行う	上半期中に開発体制立ち上げ	掛川市 各和	5 人	0 人	4500
就労移行支援事業の運営	今年度、具体的な実施の予定はないが、今後障がい者の職業適性に関するヒアリング調査を行い、支援内容の具体化を進める。	-	-	-	-	-
高齢者および障がい者を対象としたグループホームの運営	今年度、具体的な実施の予定はないが、今後運営に必要な施設候補地の調査と運営可能なサービス内容の検討を行う	-	-	-	-	-

婚活支援およびマッチングアプリの開発・運営	掛川市内での定住促進型婚活支援の構築、アプリ仕様の検討開始	下半期中に開発体制立ち上げ	掛川市内某所（予定）＋オンライン併用	2人	0人	600
子ども食堂の運営	今年度、具体的な実施の予定はないが、今後地域の食事支援ニーズを把握するアンケート調査を実施し、運営開始に向けたネットワーク形成を行う。	-	-	-	-	-
子どもの居場所づくり（学習支援・遊び場提供等）	今年度、具体的な実施の予定はないが、今後地域での子供たちの現状をヒアリングし、活動案を住民と共有して意見を集約する。	-	-	-	-	-
地域ボランティア活動のマッチング支援	地域ニーズとボランティア希望者のマッチング支援サイトを構築	下半期中に開発体制立ち上げ	掛川市内某所（予定）＋オンライン併用	2人	0人	50
その他、地域課題の解決に資する事業	今年度、具体的な実施の予定はないが、今後地域社会が抱える課題に関する調査を進め、ニーズに応じた解決方法を検討する。	-	-	-	-	-
その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	今年度、具体的な実施の予定はないが、今後法人目的達成に資する施策案を策定し、外部専門家との意見交換を実施する。	-	-	-	-	-

令和 8 年度 事業計画書

1 事業実施の方針

本法人は、地域の若者支援・障がい者支援・子ども支援・婚活支援といった多様な地域課題に向き合いながら、事業の本格実施・運用フェーズに移行する。令和 8 年度は、令和 7 年度に準備・立ち上げた事業を拡大・安定化させ、地元住民が安心して暮らし続けられる「地域定着型支援モデル」の構築に力を注ぐ。

特に、就労・住居・結婚・子育てといった生活基盤を地域内で循環させる取組みを軸とし、行政・関係団体・地域住民との連携を深めながら、持続可能な支援体制の強化を図る。

未実施の新規事業については、まず令和 8 年度に実施する事業の拡大・安定化を優先し、それらの取り組みが順調に進展した後に、来年度以降を視野に入れながら事業開始に向けた企画検討を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費 見込額 (千円)
就職、適職等の 相談会事業	今年度は重点事業に人的・財源的リソースを集中するため実施予定はありませんが、令和 9 年度以降に向けて検討します。	-	-	-	-	-
引きこもりの若 者のための支援 事業	今年度は重点事業に人的・財源的リソースを集中するため実施予定はありませんが、令和 9 年度以降に向けて検討します。	-	-	-	-	-
留学先の学校紹 介事業	今年度は重点事業に人的・財源的リソースを集中するため実施予定はありませんが、令和 9 年度以降に向けて検討します。	-	-	-	-	-

まちを明るくするイベント企画事業	現時点では具体的な実施予定はありませんが、地域活性化に対する住民ニーズを踏まえ、年度後半に向けて小規模なイベントの試行的実施や、ボランティア主体の協働企画などを検討していく予定です。	-	-	-	-	-
観光客のための印刷物及びホームページ等制作事業	現時点では具体的な実施予定はありませんが、地域活性化に対する住民ニーズを踏まえ、年度後半に向けて小規模なイベントの試行的実施や、ボランティア主体の協働企画などを検討していく予定です。	-	-	-	-	-
映像で掛川をアピールする事業	現時点では具体的な実施予定はありませんが、地域活性化に対する住民ニーズを踏まえ、年度後半に向けて小規模なイベントの試行的実施や、ボランティア主体の協働企画などを検討していく予定です。	-	-	-	-	-
就労継続支援 A 型の運営	今年度、具体的な実施の予定はないが、今後障がい者の就労ニーズ調査を実施し、事業構築に向けた関係団体との協力体制について模索する。	-	-	-	-	-
就労継続支援 B 型の運営	就労支援 B 型事業所の運営（定員管理や作業提供）	通年	掛川市各和	5 人	利用者 5 人	8,000
就労移行支援事業の運営	今年度、具体的な実施の予定はないが、今後障がい者の職業適性に関するヒアリング調査を行い、支援内容の具体化を進める。	-	-	-	-	-
高齢者および障がい者を対象としたグループホームの運営	今年度、具体的な実施の予定はないが、今後運営に必要な施設候補地の調査と運営可能なサービス内容の検討を行う	-	-	-	-	-

婚活支援および マッチングアプリの 開発・運営	婚活イベントの開催 マッチングアプリの運用	通年	掛川市内 某所（予定）＋オン ライン併用	2人	アプリ利用 者50人 イベント参 加者20人	1,200
子ども食堂の運 営	今年度、具体的な実施の予定 はないが、今後地域の食事支 援ニーズを把握するアンケ ート調査を実施し、運営開始 に向けたネットワーク形成 を行う。	-	-	-	-	-
子どもの居場所 づくり（学習支 援・遊び場提供 等）	今年度、具体的な実施の予定 はないが、今後地域での子供 たちの現状をヒアリングし、 活動案を住民と共有して意 見を集約する。	-	-	-	-	-
地域ボランティ ア活動のマッ チング支援	マッチングサイトによるニ ーズと人材のリアルタイム マッチングを実施	通年	掛川市内 某所（予定）＋オン ライン併用	2人	利用者 30人	100
その他、地域課 題の解決に資す る事業	今年度、具体的な実施の予定 はないが、今後地域社会が抱 える課題に関する調査を進 め、ニーズに応じた解決方法 を検討する。	-	-	-	-	-
その他、この法 人の目的を達成 するために必要 な事業	今年度、具体的な実施の予定 はないが、今後法人目的達成 に資する施策案を策定し、外 部専門家との意見交換を実 施する。	-	-	-	-	-

令和7年度 特定非営利活動法人 好きです掛川 活動予算書

認証日から令和7年12月31日まで

(単位:円)

科 目	特別非営利活動 に関わる事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取助成金等			
助成金			0
掛川市助成金			0
2. 事業計収益			
就労支援B型事業収益	4,500,000		4,500,000
マッチングアプリ事業収益	600,000		600,000
ボランティアアプリ事業収益	50,000		50,000
経常収益計	5,150,000		5,150,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	4,000,000		4,000,000
法定福利費	600,000		600,000
退職給付費用			0
福利厚生費	200,000		200,000
人件費計	4,800,000		4,800,000
(2) その他経費			
会議費	250,000		250,000
旅費交通費	100,000		100,000
施設等評価費用			0
減価償却費			0
支払利息			0
その他経費計	350,000		350,000
事業費計	5,150,000		5,150,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			0
給料手当			0
法定福利費			0
退職給付費用			0
福利厚生費			0
人件費計			0
(2) その他経費			
会議費			0
旅費交通費			0
施設等評価費用			0
減価償却費			0
支払利息			0
その他経費計			0
管理費計			0
経常費用計	5,150,000		5,150,000
当期経常増減額			0

令和8年度 特定非営利活動法人 好きです掛川 活動予算書

令和8年1月1日から令和8年12月31日まで

(単位:円)

科 目	特別非営利活動 に関わる事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取助成金等			
助成金			0
掛川市助成金			0
2. 事業計収益			
就労支援B型事業収益	8,000,000		8,000,000
マッチングアプリ事業収益	1,200,000		1,200,000
ボランティアアプリ事業収益	100,000		100,000
経常収益計	9,300,000		9,300,000
II 経常費用			0
1. 事業費			0
(1) 人件費			
給料手当	6,300,000		6,300,000
法定福利費	945,000		945,000
退職給付費用			0
福利厚生費	400,000		400,000
人件費計	7,645,000		7,645,000
(2) その他経費			
会議費	255,000		255,000
旅費交通費	200,000		200,000
施設等評価費用			0
減価償却費			0
支払利息			0
その他経費計	455,000		455,000
事業費計	8,100,000		8,100,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			0
給料手当			0
法定福利費			0
退職給付費用			0
福利厚生費			0
人件費計			0
(2) その他経費			
会議費			0
旅費交通費			0
施設等評価費用			0
減価償却費			0
支払利息			0
その他経費計			0
管理費計			0
経常費用計	8,100,000		8,100,000
当期経常増減額			0